

令和4年度第1回 西宮市都市計画審議会

【令和4年6月3日（金）午前10時01分から午前11時27分】

議 題	内 容
議案第1号	阪神間都市計画地区計画の決定（西宮市決定）について【付議】 （西宮マリナパークシティ戸建地区地区計画）
審議結果	今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案について都市計画決定の手続きを進めることを承認する。
主な質問等	なし
議案第2号	特定生産緑地（西宮市）の指定について【諮問】
審議結果	審議の結果、本案を適切と認める。
主な質問等	<p>○ 特定生産緑地に指定しない生産緑地の今後の見通しは</p> <p>【当局回答】 令和4年10月6日までは生産緑地としての営農義務がある。 その後は買取申出が可能となるが、個別の事情については把握していない。</p> <p>○ 買取申出に対応した市民農園の整備など、行政課題解消に向けた活用の検討は行っているのか。</p> <p>【当局回答】 平成4年指定の生産緑地への対応については、これまでも庁内において検討しており、公園が不足する地域においては公園整備用地としての活用について意向調査など行っている。</p>

報 告 第 1 号	産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（鳴尾浜2丁目）【報告】
主 な 質 問 等	なし
報 告 第 2 号	西宮市都市計画マスタープラン骨子案について【報告】
主 な 質 問 等	<p>○ 市街化区域を拡大する予定はあるのか</p> <p>【当局回答】 市街化調整区域を市街化区域に編入する予定はない。</p>
報 告 第 3 号	都市計画公園・緑地の今後の方針（案）について【報告】
主 な 質 問 等	<p>○ JR 以北での公園整備を積極的に進めて欲しい。</p> <p>○ 公共施設が未整備区域にあり、その区域を都市計画から外すと、将来、公共施設が廃止された場合に公園整備ができなくなるのではないか。</p> <p>【当局回答】 ・未整備区域に廃止する可能性がある公共施設がある場合は、施設管理者と協議の上、今後の判定の中で考慮する。</p> <p>○ 鳴尾中央公園、瓦林公園は廃止する考えなのか。</p> <p>○ 鳴尾中央公園は、ぜひ実現して欲しい。</p> <p>【当局回答】 ・鳴尾中央公園、瓦林公園の方針は未決定。今後、総合的な評価を行い、方針を検討する。</p> <p>○ 高須西と高須小学校区が、公園面積が少ないのは UR 土地の公園を考慮していないからなのか。</p> <p>○ UR 土地内の公園を考慮するとどうなるのか。</p>

【当局回答】

・市が管理する公園のみを対象としているため、UR 土地の公園は算定面積に含まれていない。

・UR 土地内の公園を算定に含めると公園面積が充足している小学校区となる。